

## 別表六の二（五）付表の記載の仕方

1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の9第1項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）又は令和3年改正前の措置法第68条の9第1項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 「個別試験研究費割合の計算」の各欄は、連結親法人事業年度（法第15条の2第1項（連結事業年度の意義）

に規定する連結親法人事業年度をいいます。以下同じです。）が平成31年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各連結事業年度において別表六の二（五）「9」に記載された割合が100分の10を超える場合にのみ記載します。

3 「個別税額控除割合18」は、連結親法人事業年度が令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各連結事業年度にあつては「0.1又は」を消し、連結親法人事業年度が同年4月1日以後に開始する各連結事業年度にあつては「又は0.14」を消します。